

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 23 日 (月) 第 703 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 公 益 信 託 に 係 る 許 可 及 び 監 督 に 関 す る 規 則 を 廃 止
す る 規 則 (※) (総務福利課取扱い) 1
- 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 特 地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 及 び 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の へ き 地 手 当
等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (教職員課取扱い) 1

人 事 委 員 会 規 則

- 公 益 的 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)
(総務課取扱い) 2

教 育 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 公 益 信 託 に 係 る 許 可 及 び 監 督 に 関 す る 規 則 を 廃 止 す る 規
則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 8 年 3 月 23 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 7 号

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 公 益 信 託 に 係 る 許 可 及 び 監 督 に 関 す る 規 則 を 廃 止 す
る 規 則

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 公 益 信 託 に 係 る 許 可 及 び 監 督 に 関 す る 規 則 (平 成 20 年 鹿
児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 8 号) は、 廃 止 す る。

附 則

こ の 規 則 は、 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

.....

鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 特 地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 及 び 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の へ き 地 手 当 等 に 関
す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 8 年 3 月 23 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 8 号

鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 特 地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 及 び 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の へ き 地 手 当 等
に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 特 地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 特 地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 (昭 和 46 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則
第 1 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 5 条 第 1 項 第 2 号 中 「地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 22 条 の 4 第 1 項 又 は 第
22 条 の 5 第 1 項 若 し く は 第 2 項 の 規 定 に よ る 採 用 を さ れ、 か つ、 当 該 採 用 の 日」 を 「新 た に
給 料 表 の 適 用 を 受 け る 学 校 職 員 と な っ た 者 で、 新 た に 給 料 表 の 適 用 を 受 け る こ と と な っ た 日
(以 下 こ の 条 に お い て 「適 用 日」と い う。)」 に、「採 用 の 日 前」 を 「適 用 日 前」 に、「し、
当 該 異 動」 を 「し た こ と 又 は 新 た に 給 料 表 の 適 用 を 受 け る 学 校 職 員 と な っ て 当 該 高 等 学 校 又
は 特 別 支 援 学 校 に 在 勤 す る こ と と な っ た こ と」 に 改 め、 同 条 第 2 項 第 2 号 中 「当 該 学 校 職 員

が同号の採用の日を「適用日」に、「条例第 4 条第 10 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける学校職員」に改める。

(鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和 46 年鹿児島県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日を「新たに給料表の適用を受ける学校職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「採用の日前」を「適用日前」に、「し、当該異動」を「した事又は新たに給料表の適用を受ける学校職員となつて当該学校又は共同調理場に在勤することとなつたこと」に改め、同条第 2 項第 2 号中「当該学校職員が同号の採用の日を「適用日」に、「条例第 4 条第 10 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける学校職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則等の一部を改正する規則（令和 7 年鹿児島県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条を削る。

附則第 4 条中「改正後の規則」を「鹿児島県学校職員の特地勤務手当等に関する規則」に、「整備条例」を「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 27 号。以下「整備条例」という。）」に、「していた」を「していたもの」に、「同号の」を「同号に」に改め、「した日」の次に「又は当該学校職員が新たに給料表の適用を受けることとなつた日」を加え、「定年前再任用短時間勤務職員」を「鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和 27 年鹿児島県条例第 29 号）第 4 条第 10 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「暫定再任用職員」を「整備条例附則第 7 条に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）」に改め、同条を附則第 3 条とする。

附則第 5 条を削る。

附則第 6 条中「改正後の規則」を「鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則」に、「していた」を「していたもの」に、「同号の」を「同号に」に改め、「した日」の次に「又は当該学校職員が新たに給料表の適用を受けることとなつた日」を加え、同条を附則第 4 条とする。

附則第 7 条中「前項」を「前条」に改め、同条を附則第 5 条とする。

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第 3 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 14 年鹿児島県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「鹿児島県農業会議」を「一般社団法人鹿児島県農業会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。